

重要事項説明書

エルダーヴィラ氷見

居宅介護支援事業所

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団アスカ
事業者の所在地	氷見市柳田2011-2
法人種別	医療法人
代表者名	白石 陽治
電話番号	0766(91)5355
指定年月日及び指定番号	—

2. ご利用の事業所

事業者の名称	エルダーヴィラ氷見居宅介護支援事業所
事業所の所在地	氷見市余川南山50
管理者の氏名	別所 由紀
電話番号	0766(72)5900
ファクシミリ番号	0766(72)5901
指定事業者番号	1650580010

3. ご利用事業所で合わせて実施する事業

事業の種類	富山県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設	H7.10.9	1650580010	100
短期入所療養介護	H7.10.9	1650580010	内数10
通所リハビリテーション	H7.10.9	1650580010	36
居宅介護支援事業所	H11.7.15	1650580010	—
通所介護事業所	H13.2.15	1670500204	15
訪問リハビリテーション	H22.10.1	1650580010	—
通所介護事業所	H25.11.1	1670500667	40

氷見市委託事業	
氷見市介護予防ケアマネジメント	氷見市内
氷見市介護保険認定調査	氷見市内
氷見市地域包括支援センター 上庄谷地域相談窓口	上庄谷地区・余川
氷見市通所型介護予防事業（地域型）	上庄谷地区
氷見市認知症地域支援推進員	上庄谷地区
氷見市介護予防・日常生活支援総合事業	氷見市内
氷見市生活支援コーディネーター設置事業	上庄谷地区・余川

4. 事業者の運営方針

事業の目的	障害者・高齢者が自立した生活を送れるよう又、老化・疾病に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等の作成、支援していきます。
事業の運営方針	障害者・高齢者の有する能力に応じた日常生活への支援。

5. 職員職種、人数及び勤務形態

従業員の職種	員数	区 分				保有資格の内容	勤務時間
		常 勤		非 常 勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		○			介護支援専門員	8：30～17：30
介護支援専門員	1以上	○	○			介護支援専門員	

6. 営業日

営業日・営業時間	毎週月曜日～土曜日 (日曜日、国民の祝日、盆休み、年末年始除く) 午前8時30分から午後5時30分(電話は24時間対応)
----------	--

7. 居宅介護支援サービスの概要

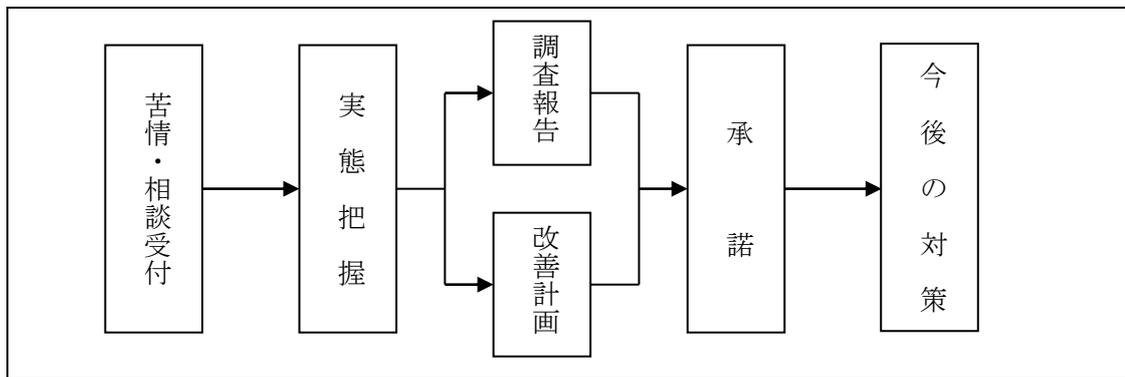
- ・ 要介護認定の申請代行
- ・ サービス計画の立案
- ・ 情報提供
- ・ 連絡調整

8. 事業実施地域

実 施 地 域	氷見市内全域(通常)
---------	------------

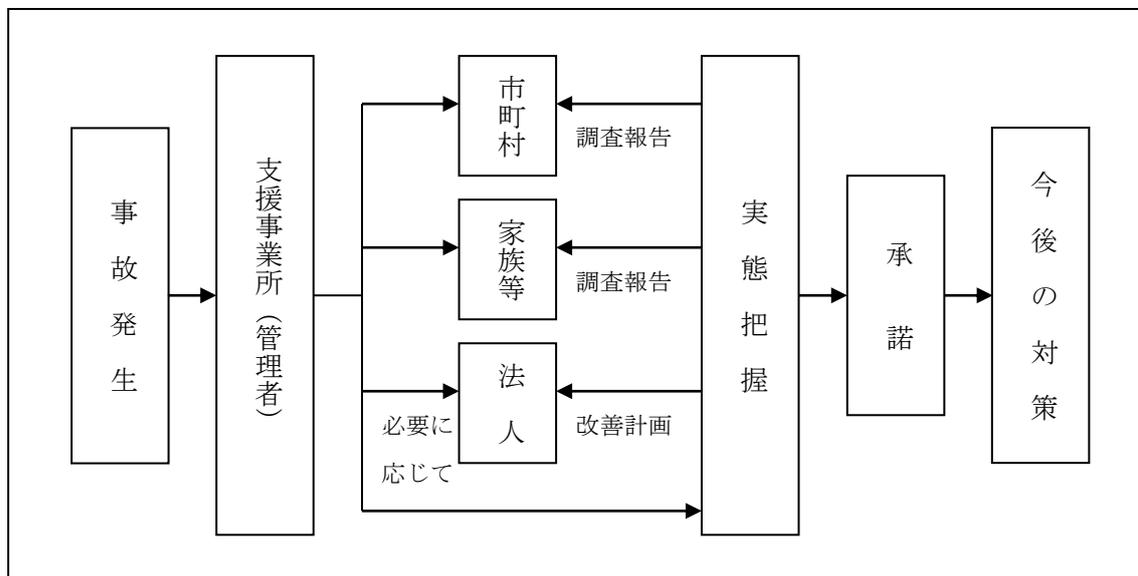
9. 苦情申し立て先

当事業所	窓口担当者 管理者 別所 由紀 ご利用時間 毎日午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電 話 0766-72-5900 FAX 0766-72-5901 来 設 苦 情 箱 (併設) 介護老人保健施設エルダーヴィラ氷見 事務所窓口に設置
------	---



政府機関	① 氷見市役所 市民部 福祉介護課 介護保険担当 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地 TEL 0766-74-8066
	② 富山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係 苦情相談窓口 〒930-8538 富山市下野字豆田995番地の3 富山県市町村会館内 TEL 076-431-9833

10. 事故発生手順



11. その他

介護保険被保険者証と健康保険被保険者証とお薬手帳及び担当介護支援専門員の名刺等を合わせて保管し、入院した場合、家族及び後見人は必ず担当介護支援専門員へ連絡する

12. 居宅介護支援事業の提供方法及び内容

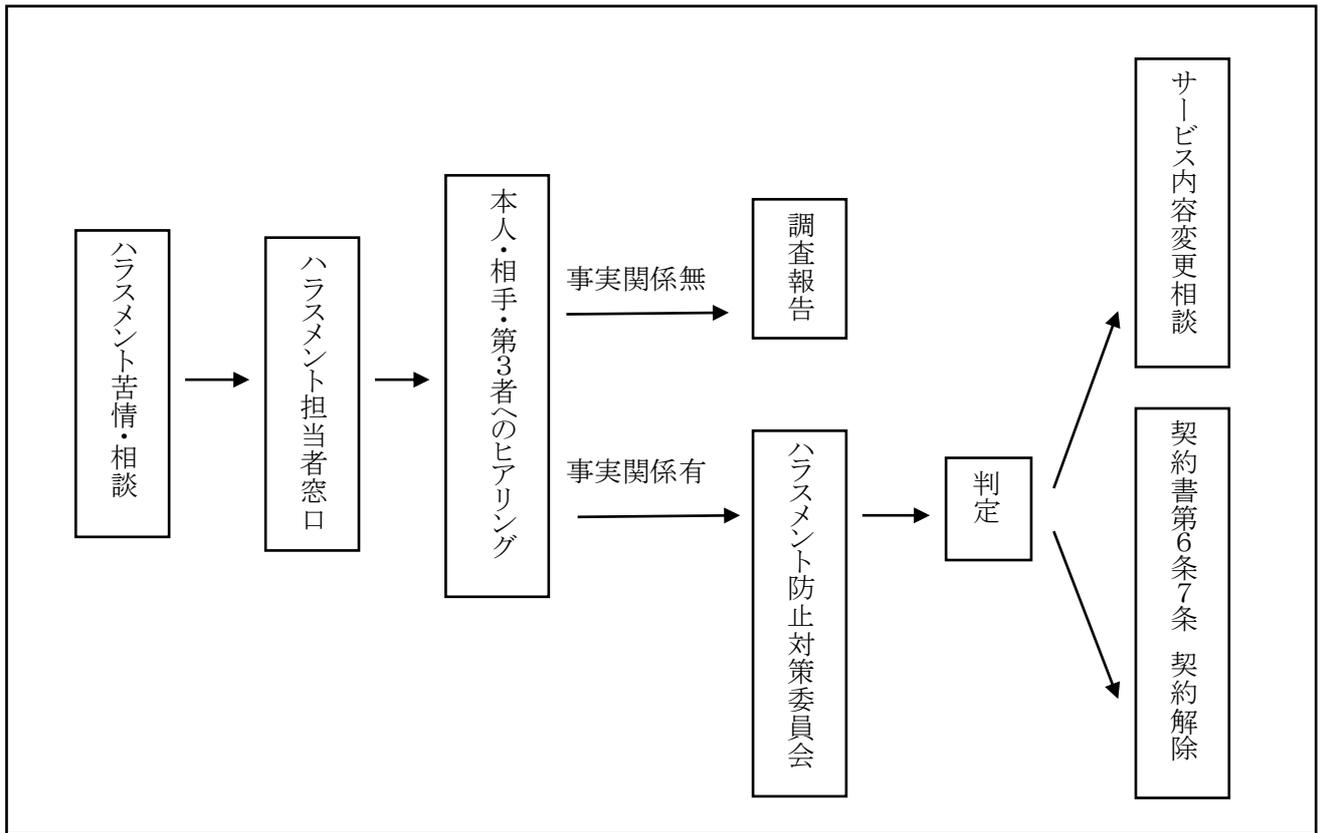
- ・前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供された割合を利用者・家族に説明文章を交付し、懇切丁寧に説明を行い、署名を得る【別紙】
- ・サービス担当者会議の開催方法として、テレビ電話などの電子媒体を活用する場合は、参加者の同意を得る

13. ハラスメント申立先及び対応手順

虐待の防止及び対応

当事業所	窓口担当者 管理者 別所 由紀 申立方法 電話 0766-72-5900 FAX 0766-72-5901 MAIL yuki.bessyo@drshiraishi.or.jp 来設 事前にご連絡ください。 ご意見箱 (併設) 介護老人保健施設 エルダーヴィラ氷見 事務所窓口に設置
政府機関	① 氷見市地域包括支援センター 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地 TEL 0766-74-8067
	② 厚生労働省 富山労働局 雇用環境・均等室 〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎 TEL 076-432-2740 FAX 076-432-3959
	③ 法テラス 富山 〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F TEL 0570-078351
	④ 富山県氷見警察署 〒935-0024 氷見市窪300 TEL 0766-91-0110

- ① 医療法人社団 アスカ内の身体拘束廃止・高齢者虐待防止・ハラスメント委員会に介護支援専門員1名委員として配置
- ② 委員会での内容報告を行う
- ③ 指針変更ごとに従事者に周知徹底
- ④ 医療法人社団 アスカ内の研修・訓練に参加



14. 情報通信機器（人工知能関連技術を含む）の活用

介護支援専門員が行う一連の業務等の負担軽減や効率化に資するものとして、具体的には

- ① 事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン
- ② 訪問記録を随時記載できる機能（音声入力も可）のソフトウェアを組み込んだタブレット等使用。

情報通信機器を使用するにあたって、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムに関するガイドライン等」を遵守します。

15. 業務継続計画

感染症に係る	業務継続計画策定	<ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） 	研修 訓練 (年1回以上)
災害に係る	業務継続計画策定	<ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 	

- ① 医療法人社団 アスカ内の緊急時の災害・感染対策委員会及び自然災害対策委員会に管理者及び介護支援専門員1名を委員として配置
- ② 委員会での内容報告を行う
- ③ 医療法人社団 アスカ内の研修・訓練に参加
- ④ 必要に応じて計画の変更を行う

16. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ① 医療法人社団 アスカ内の感染対策委員会【感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会】に介護支援専門員1名委員として配置
- ② 委員会での内容報告を行う
- ③ 指針変更ごとに従事者に周知徹底
- ④ 医療法人社団 アスカ内の研修・訓練に参加